

飲食店、事務所、工場、ホテル・旅館、店舗、集会所など

全ての施設の管理者必見!

※学校、保育園、病院、行政機関の庁舎など除く

健康増進法の一部改正に伴う

受動喫煙対策に関する重要なお知らせ

あなたの施設も対象です

2020年4月1日から2人以上の人が利用する 全ての施設は、原則屋内禁煙 になります。



施設の屋外は喫煙可能ですが、受動喫煙が生じないよう配慮が必要です。

屋内に喫煙室を設ける場合は、このリーフレットに記載した基準を守する必要があります。

このリーフレットでは、望まない受動喫煙を防ぐため、施設管理者のみならず守るべき義務や受動喫煙対策にかかる助成等についてお知らせしています。
2020年4月1日までに、施設における受動喫煙対策を講じてくださいますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

受動喫煙対策に関する支援のご案内

【受動喫煙防止対策助成金】

中小企業事業主が受動喫煙対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置などにかかる工事・設備費・備品費・機械装置費などの経費に対して助成を行っています。
(助成率1/2(飲食店は2/3)、上限額100万円)

【受動喫煙防止対策の相談など】

事務所や店舗など事業場における喫煙室の設置などの技術的な内容について、専門家が電話相談を行っています。企業の研修や団体で開催する説明会などに講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。

【喫煙室などの要件確認や職場環境の実態把握の支援】

職場環境の実態把握などを行うためのデジタル粉じん計、風速計を無料で貸し出しています。機器の往復送料も無料です。(測定方法の説明も行います)

【職場における受動喫煙防止のためのガイドライン】

健康増進法で義務付けられる事項と労働安全衛生法の努力義務により、事業者が実施すべき事項をまとめたガイドラインが策定されました。これを参考に、施設ごとの実情に応じて、受動喫煙対策を進めましょう。

上記4項目について詳しくは厚生労働省労働局のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



【特別償却または税額控除制度による税制措置】

2021年3月31日までに、認定経営革新支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)または税額控除(7%)の適用が認められます。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/support/>



改正健康増進法に関する詳細は厚生労働省のホームページまたはコールセンターをご活用ください。

「なくそう! 望まない受動喫煙。」厚生労働省の受動喫煙対策ホームページ

厚生労働省の受動喫煙対策ホームページです。各種標識(ピクトグラム)のダウンロードもできます。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



なくそう! 望まない受動喫煙

【受動喫煙対策に係るコールセンター】厚生労働省設置

電話番号 03-5539-0303(受付時間 9:30~18:15(土日・祝日は除く))

主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。



既存の経営規模の小さな飲食店が喫煙可能室を設置する場合は、新潟市に届出が必要です。

小規模飲食店(B)は、店内の全部または一部を喫煙可能とする喫煙可能室が設置できる経過措置があります。この経過措置の適用を受ける飲食店は、新潟市への届出が必要です。

【喫煙可能室設置施設の届出について】

届出様式 「喫煙可能室設置施設 届出書」に必要事項を記入し、押印の上ご提出ください。様式は下記新潟市ホームページからダウンロードが可能です。
<http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/tabako/index.html>



届出方法 郵送(切手代はご負担ください。)または窓口への持参

届出住所 〒950-0914 新潟市中央区紫竹山3丁目3番11号 新潟市総合保健医療センター2階 新潟市保健衛生部保健所健康増進課 受動喫煙対策 担当

持参する場合の受付時間 月曜~金曜(祝日・年末年始除く) 午前8時30分~午後5時30分
※届出内容に変更が生じた場合、喫煙可能室を廃止した場合も届出が必要です。

施設の分類による設置可能な喫煙室のタイプは?

施設の分類	設置できる喫煙室のタイプ
A 全ての店舗・事務所・工場・ホテル・旅館・集会所など(*1) (B・C・Dおよび第一種施設(*2)を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室
B 小規模飲食店(次の3つをすべて満たしているもの) ・2020年4月1日時点で営業している ・資本金または出資金の総額が5,000万円以下 ・客席面積が100㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室 喫煙可能室
C 飲食店(Bを除く)	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室
D 喫煙を主目的とするバー・スナック (シガーバー、シガースナック)、たばこ販売店	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙目的室

守るべき基準は、次ページをご覧ください。

*1 ホテルや旅館の客室(個室)、居住場所などのプライベートな屋内は除きます。
*2 学校・保育園・病院・行政機関の庁舎など(第一種施設)については、2019年7月1日から敷地内禁煙となっています。(ただし、特定屋外喫煙場所を設置することができます。)

お問い合わせ

新潟市保健衛生部保健所 健康増進課
TEL:025-212-8166 E-mail:kenkozoshin@city.niigata.lg.jp
ホームページ <http://www.city.niigata.lg.jp/iryu/kenko/tabako/index.html>



屋内に喫煙室を設ける場合の対策・基準は？

ご不明な点はお問い合わせください。
 新潟市保健衛生部保健所 健康増進課 ☎025-212-8166

1 喫煙室は従業員や利用者を含め、
20歳未満の人は立入禁止です



2 標識の掲示が必要です
 施設の出入口、喫煙室の出入口の
 見やすい場所に設置してください。

各種標識(ピクトグラム)の
ダウンロードができます



<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/sign/>

標識の例

例1

喫煙専用室を
設置する場合

左: 喫煙室出入口用
右: 施設出入口用



例2

店舗全体を喫煙可能室と
する場合(飲食店に限る)

店舗出入口用



3 喫煙室以外の屋内の場所に
たばこの煙が出ないようにします

次の全ての基準を満たす必要があります

- 壁や天井でおおわれた部屋にすること。
- 換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気すること。
- 喫煙室の出入口は、室外から室内に向けて
0.2m毎秒以上の気流を作ること。

・Bタイプの飲食店で、店舗全体を喫煙可能室とする場合は①のみとなります。
 ・施設内が複数階に分かれている場合、壁、天井等で区画することで、特定の階を喫煙室とすることができます。
 (吹き抜けがあるなど、完全に区画されていない場合を除く。)
 ・2020年4月1日時点で既に存在している建物について、店舗や会社の責任とすることができない理由で
 基準を満たせない場合は、一定の経過措置が設けられています。

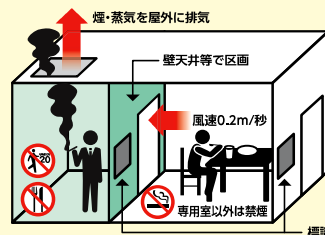
詳しくは
厚生労働省
ホームページより
ご確認ください。

4 お店や事務所などの種類で
設置できる喫煙室が違います

「喫煙専用室」

A・B・Cの施設で設置できます

- ・たばこを吸うことのみできる場所です。(飲食など不可)
- ・施設(屋内)の一部に設置することができます。



「加熱式たばこ専用喫煙室」

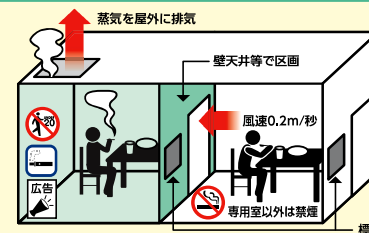
A・B・Cの施設で設置できます

- ・加熱式たばこ(※)のみ吸うことができる場所です。(紙巻たばこ不可)
- ・飲食などもできます。
- ・施設(屋内)の一部に設置することができます。

【設置する場合のきまり】

- ・お店や事務所などの広告・宣伝を行うときは「加熱式たばこ専用室」が設置されていることを明示する必要があります。

※加熱式たばことは、たばこの葉を加熱することで発生する蒸気を吸引するものです。



「喫煙可能室」

Bの施設でのみ設置できます

- ・たばこを吸いながら飲食できる場所で、お店の全部または一部に設置できます。

【設置する場合のきまり】

- ・面積、資本金(または出資金)の額がわかる資料を施設に備え付けておく必要があります。
- ・新潟市への届出が必要です。次ページをご覧ください。
- ・お店や事務所などの広告・宣伝を行うときは「喫煙可能室」が設置されていることを明示する必要があります。

※店の全部を喫煙可能とする場合は、必須ではありません。



「喫煙目的室」

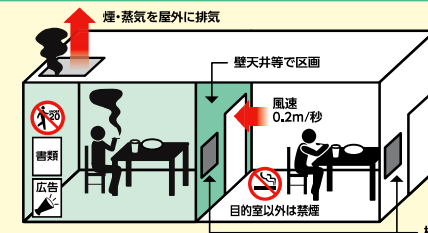
Dの施設でのみ設置できます

- ・たばこ販売許可があり、主食を主として提供していないお店が設置できる場所です。

- ・たばこを吸いながら飲食できる場所で、お店の全部または一部に設置できます。

【設置する場合のきまり】

- ・たばこ販売許可通知書(原本または写し)をお店に備え付けておく必要があります。
- ・お店の広告・宣伝を行うときは「喫煙目的室」が設置されていることを明示する必要があります。



全ての施設が守るべき義務があります！

- 喫煙が禁止されている場所に、使用できる状態で灰皿などの器具や設備を設置することはできません。
- 喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめるか、その場から退出することを求めるよう努めてください。
- 施設の外に喫煙所を設ける場合は、出入口付近や人通りの多い場所、隣家の近くを避けるなど、受動喫煙が生じないように配慮してください。

保健所が立入検査を行うことがあります。
 健康増進法で定められた様々な義務に違反すると
 罰則が科せられることがあります。

相談先や各種情報は次ページをご覧ください